

# 富良野市立樹海学校部活動運営方針

富良野市立樹海学校

## はじめに

### 1 部活動の意義

- 部活動は、共通の興味をもった児童生徒たちの自主的・自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の指導によって行われるもので、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものである。
- 部活動は、その活動に取り組むことを通して、知識や技能の習得をはじめ、主体性や協調性、責任感等の個人の可能性を伸ばすことができる。また、目標に向かって仲間と協力して取り組む活動や、目標を達成した時の喜びや充実感などの感動を味わう体験などを通して、友情を深めるといった好ましい人間関係や社会性の形成に資するものである。
- 部活動は、生涯にわたり、スポーツ等に親しむ態度を育み、生徒の健やかな体や豊かな心を育て、学校と家庭や地域とのつながりを深め、特色ある学校づくりに寄与する

#### 〈参考〉

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

#### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 2 本方針策定の趣旨

本校においては、これまで、樹海中学校において、「部活動」を学校教育の一環としてとらえ、教育課程との関連を図りながら取り組み、大きな成果を上げてきた。平成30年スポーツ庁は「部活動活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な教育課題に対応していくことの困難さも指摘している。このような現状を鑑み、学校設置者に対しても、「設置する学校に係る運動部部活動の方針」を策定することが求められ、平成31年に北海道、続いて富良野市でも策定された。

本校においても、これを受け、国・道・富良野市のガイドラインに則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動が一層効率的・効果的に行われ、児童生徒の健全な成長を支え、これまで以上の教育効果が上がることを期待して、本方針を定めることとする。

# 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 適切な設置及び加入方針

- 設置については、児童生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。  
その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者(部活動指導員等)、地域や保護者の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考慮した上で判断する。
- 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体として適切な指導、運営・管理体制が構築されるよう考慮する。
- 児童生徒数の減少、顧問の不在等やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部又は、統廃合の措置について検討する。
- 部活動は「児童生徒の自主的・自発的な参加に行われる」ものであるから、加入については選択制とする。
- 加入期間については、前期過程の児童は半期ごとに変更を可とするが、後期課程の生徒については3年間同一部を原則とする。しかし、諸事情により退部・転部を希望する場合は、保護者及び退部・転部に係る両顧問・担任同意の上、退部・転部を認める。その際は改めて入部届を提出する。

## (2) 設置する部活動

- 常設部 野球部 バレーボール部 卓球部
- 特設部 陸上 水泳 スキー

※上記の競技で中体連大会に参加を希望する生徒がいる場合は、大会期間中及び大会準備期間中の設置を認める。上記以外の競技については、別に協議したうえで校長が設置を決定する。

## (3) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、部活動方針を毎年度策定し、参観日等で説明するとともに、学校ホームページに掲載する。
- 部活動顧問は、年間活動計画と毎月の活動計画(前月の20日までに作成)と活動実績(翌月の5日までに作成)を校長に提出する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、児童生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように指導助言及び援助をする。
- 部活動育成会(校長・教頭・各部顧問・生徒指導主事・教務主任)を定期的で開催し、各部の活動状況の報告や確認を行い共通理解のもと指導改善を図る。
- 児童生徒の少子化や多様なニーズ及び顧問の減少等、既存の部活動の課題の解決を図り、児童生徒と顧問の負担が過度とならないように部活動の体制構築に努める。
  - ・合同チームの承認
  - ・部活動指導員(外部指導者)の導入検討

#### (4)部活動に係る相談・要望の窓口の設置

##### 【連絡先】

〒076-0203 富良野市老節布 5007 番地 1 Tel.0167-27-2307

富良野市立樹海学校 担当 西川教頭

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

- 指導にあたっては、児童生徒の心身の健康管理(スポーツ障害、外傷の予防や熱中症の予防、バランスのとれた学校生活への配慮)、事故防止(施設や設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 過去の実績や経験によるものだけではなく、児童生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら、児童生徒がバーンアウトすることなく技術の向上や目標の達成が図られるよう、科学的かつ合理的な指導を積極的に導入し、適切な休養をとりながら、短期間で効果が得られる、指導内容や指導方法等を工夫する。
- 児童生徒の発達段階や技術のレベル等に合わせた指導により、生涯を通じてその種目等に親しむ基礎を培うことができるよう、心身共に安全・安心な活動となるよう留意する。

## 3 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日

- 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日。土日は少なくとも 1 日以上。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)
- 学校閉庁日は休養日とする
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準ずる。
- 大会等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連等が主催する大会等の日の前日から起算して 1 か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- 定期テスト 5 日前から、学力テストは 3 日前から部活動を休止する。
- 職員会議日、校内研修日等は部活動を休止する。
- 上記を基本に 1 年を 52 週と考え、年間累計で 104 日以上休養日を実施する。

### (2) 活動時間

- 平日は 2 時間程度、18 時 00 分までとする(11～3 月は 17 時 30 分までとする)
- 土・日・祝日及び長期休業中は、3 時間程度とする。
- 活動中は、適切な休養をとりながら、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう、指導内容や指導方法等を工夫する。

## 4 部活動の充実に向けて

- (1) 部活動顧問と児童生徒の信頼関係づくり
  - 顧問と児童生徒の信頼関係づくりが活動の前提となる部活動運営の推進を図る。
  - 体罰及び不適切な言動は断じて許されない行為であり、児童生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。
- (2) 部活動内の児童生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団作り
  - 児童生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、児童生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。
- (3) 保護者・地域との連携
  - 年度初め、時機をとらえて、年間 1～2 回程度の部活動保護者会を実施する。その際、学校の活動方針及び各部の方針、おおよその年間計画を示し、理解を得る。
  - 児童生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、児童生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気醸成する。
  - 校長は教育委員会と連携し、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立ち、部活動指導員及び外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。
- (4) その他
  - 女子の指導(女性特有の健康問題)への配慮の徹底
  - 障がいのある児童生徒の部活動の充実

## 終わりに

- 今後、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会、北海道教育委員会の動向等も注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととする。